

令和4年 第3回臨時教育委員会会議録

令和4年12月16日（金）

甲州市教育委員会

### 第3回臨時教育委員会 会議録

日 時 令和4年12月16日(金)(午後3時30分から)

場 所 甲州市役所1階 市民ギャラリー

一 出席した委員は次のとおりである。

教 育 長	小 林 俊 彦	職 務 代 理	永 田 清 一
委 員	加 藤 幸 夫	委 員	田 口 由 季
委 員	依 田 智 子		

一 欠席した委員は次のとおりである。

(なし)

一 出席した者は次のとおりである。

教育総務課長	雨 宮 邦 彦	指 導 主 事	那 須 栄 樹
教育総務課L	高 石 宏 満	事 務 担 当	望 月 仁 美

一 欠席した者は次のとおりである。

教育総務課L	廣 瀬 剛	指 導 主 事	岩 下 和 子
--------	-------	---------	---------

一 会議に付された案件は次のとおりである。

日程第1 議案第16号 「松里中学校統廃合見直しに関する要望書」への対応について【非公開】

事務局 初めに、12月10日付で新教育委員に任命された依田智子様を紹介させていただきます。一言ご挨拶をお願いします。

依田委員 この度教育委員を仰せつかりました、依田智子と申します。私は長いこと放送局に勤務しております、教育のイベントの取材というのは何回かしたことがあるのですが、教育問題というものに対して真正面から取り組んできたということは正直申し上げてありませんでした。そのようなわけですから、これから皆様方に色々と教えていただき、そして私自身も勉強して、少しでもこの甲州市の教育行政にお役に立てるよう努力していきたいと思っております。これから、ご指導の程よろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。依田様の任期につきましては、令和4年12月10日から4年間となりますので、よろしくお願いいたします。次に教育長職務代理者について、教育長職務代理者につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第2項の規定により、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめ教育長が指名する委員がその職務を行う。」とされております。なお、この規定に基づき、指名された委員が教育長の職務を代理することとなりますが、自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合には、法律に基づき、その職務をさらに事務局職員に委任することも可能とされております。教育長お願いいたします。

教育長 ただ今、事務局から説明ございましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、12月10日付で教育長職務代理者に、永田清一委員を指名いたしました。

事務局 ありがとうございます。それでは、永田教育長職務代理者の「任命書交付式」を行ないます。

#### 任命交付

事務局 ここで、永田教育長職務代理者にごあいさつをいただきたいと思えます。永田教育長職務代理者をお願いします。

永田職務代理 ただいま任命書をいただきまして、職務代理者ということで一生懸命学びながらこの職務を遂行していきたいと思えます。どうぞ教育委員の皆様方、ご協力お願いいたします。よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。次に移ります。教育長あいさつ。小林教育長お願いいたします。  
教育長 皆様こんにちは。本当に早いもので12月に入りまして、来週にはクリスマスということでございます。大変お忙しい中、本日は第3回臨時教育委員会にご参加いただきまして、本当にありがとうございます。12月9日に石川委員が退任され、12月10日付ではございますが、12月12日に依田智子委員に市長より任命書が手渡されております。そして、ただいま永田清一教育委員に教育長職務代理者をお願いいたしました。こうした中ではございますが、改めて教育委員会として色々な点でご審議をいただきまして、甲州市の教育を進めていきたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。今日は11月16日の定例教育委員会でもご審議をいただいたわけですが井尻小学校のPTAから出されております「松里中学校統廃合見直しに関する要望書」への対応について、継続審議をいただきます。12月22日には定例教育委員会もございますので、そちらもよろしくお願いいたします。以上でございます。

事務局 ありがとうございます。次に議事に入りますが、議長につきましては会議規則第7条の規定に基づき、小林教育長にお願いをいたします。

教育長 皆様改めてよろしくお願いいたします。

それではただいまから、甲州市教育委員会第3回臨時教育委員会を開催いたします。  
本日の当局出席者は、教育総務課職員のみとなりますので、よろしくお願いいたします。  
なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により規定の過半数を満たしておりますので、臨時会は成立しております。よろしくお願いいたします。本日の会議録署名委員に依田委員を指名いたします。

はじめに日程第1 議案第16号 継続審議「松里中学校統廃合見直しに関する要望書」への対応について、11月の定例会同様、加藤委員から、委員の自由な発言を確保すること、外部からの言動に採択結果が左右されることのないよう、採択における公正確保の徹底及び静室な採択環境を確保するために甲州市教育委員会会議規則第13条規定により当該議案を秘密会非公開を求める発議がありましたのでこれを議題とします。本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項但し書きの規定に基づき、委員の三分の二以上の多数で議決された場合は、公開しない事と出来ます。

本件については、同法律第14条第8項の規定により討議を行わないで可否を決しなければならないものとされておりますので、皆様にお諮りいたします。

加藤委員発議の日程第1 議案第16号 については、非公開での審議とすることとしてよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長

では、同議案につきましては非公開とさせていただきます。よろしくお願いいたします。  
それでは、日程第1 議案第16号 継続審議「松里中学校統廃合見直しに関する要望書」への対応について、を議題といたします。これより非公開による審議といたします。

【 非公開 】

事務局

本日の議題は以上となります。  
以上をもちまして、令和4年第3回臨時教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。